アルペン競技 FIS 競技コース公認について

2020年6月19日更新

国内申請期限

毎年4月30日 SAJ 事務局必着とする。

注) SAJ 競技コース公認が前提となる。 (同時申請可)

FIS 競技コース公認料

175 スイスフラン~ (申請種目数やコース数により金額が異なる。)

別途費用 海外送金手数料 (9,500 円)

派遣調査員交通費及び日当 (FIS 規定による。)

FIS 競技コース公認の有効期限

滑降及びスーパーG 5年間

回転及び大回転 10 年間

※各経年後7月1日が有効期限となる。

有効期限前に SAJ 競技コース公認と併せて再申請をする必要がある。

FIS 競技コース公認手続きの手順

	手順	担当	内容
1	申請書類を作成し加	コース管理者	必要書類*を PDF 変換し、マルチページ化(必要なすべ
	盟団体に申請		てのファイルを 1 つにまとめる。容量は 8MB 以内)し
			申請。*ICR 最新版を参照
2	SAJに申請	加盟団体	上記必要書類に、申請書を添えて SAJ に送信 (メール
			添付)。4月30日必着
3	FIS に申請	SAJ 事務局	申請書(FIS 英語版)を FIS 担当に申請(メール添付)。
			SAJアルペン委員会担当者とも共有。
			*国内インスペクターを希望する。
4	調査員の決定	FIS 事務局	派遣調査員名 (インスペクター) を SAJ に連絡。
(F)	――本日々の切生	C 4 1 東郊日	
5	調査員名の報告	SAJ事務局	派遣調査員名 (インスペクター) を加盟団体に連絡。
6	コース調査実施	調査員	調査員とスキー場関係者が連絡を取り、調査を実施。
		コース管理者	*調査員の旅費・日当は申請者が負担する。
7	調査報告	調査員	調査員が報告書を作成し、FIS に報告
	des to be st. t. d		
8	調査報告内容の確認・	FIS アルペンコ	FIS より申請者に公認証の原本が送付される。
	公認	ース小委員会	FIS より SAJ 事務局に FIS 公認料の請求書が届く。
9	FIS 公認料の支払い・	SAJ 事務局	SAJが FIS 公認料を立替払いし、加盟団体に請求する。
	請求		
10	公認料の納付	加盟団体事務局	

アルペン競技 SAJ競技コース公認について

2020年6月19日更新

申請期限

毎年4月30日SAJ事務局着(現地調査員の派遣調整のため)

SAJ 競技コース公認料および登録料

公認料:30,000円(初回のみ)

別途費用:派遣調査員交通費及び日当 (SAJ 規定による。)

登録料: 20,000円 (毎年)

SAJ 競技コース公認の有効期限

10月1日から翌年9月30日

競技コース公認を継続する場合は。申請期限7月31日までに更新手続を行う。

SAJ 競技コース公認手続きの手順

	手順	担当	内容
1	申請書類を作成し加	コース管理者	必要書類*を PDF 変換し、マルチページ化(必要なすべ
	盟団体に申請		てのファイルを 1 つにまとめる。容量は 8MB 以内)し
			申請。*ICR 最新版を参照
2	SAJに申請	加盟団体	上記必要書類に、申請書を添えて SAJ に送信 (メール
			添付)。7月31日必着
3	調査員の決定	SAJ 事務局	派遣調査員名 (インスペクター) を加盟団体に連絡。
4	コース調査実施	調査員	調査員とスキー場関係者が連絡を取り、調査を実施。
		コース管理者	*調査員の旅費・日当は申請者が負担する。
(5)	調査報告	調査員	調査員が報告書を作成し、SAJ に報告
6	調査報告内容の確認	アルペン委員会	9月下旬に調査報告内容の確認を行う。
7	公認判定	カレンダー・公	11 月上旬に調査報告に基づき判定を行う。
		認委員会	
8	公認承認	SAJ 理事会	判定報告に基づき承認を行う。
9	公認証の発送	SAJ 事務局	公認証の発送と共に公認料・登録料の案内をする。
10	公認料・登録料の納付	加盟団体事務局	

更新申請手続きについて

毎年 6 月末までに SAJ 事務局よりコース公認後進の意思確認を行う。回答は申請期限の 7 月 31 日までとする。